

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000767号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100010号

## 第1 結論

平成8年\*月から平成10年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年\*月から平成10年4月まで

私は、私の母から、平成8年\*月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。また、未納となっていた国民年金保険料についても、私の就職先が決まった際に、社会保険事務所(当時)又は市役所から届いた未納分の納付書を使い、金融機関の窓口において、私の母が一括で全額納付したと聞いている。母が納付した際に受け取った領収証書は今はないが、母が納付したことに間違いはないと思うので、調査の上、法定免除期間として職権修正される以前の、請求期間に係る未納記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が平成8年\*月頃にA市において、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間を含む平成8年\*月から平成10年6月までの国民年金保険料を平成10年4月から5月頃に何回かに分けて届いた未納保険料の納付通知書により、その都度、金融機関の窓口において納付したということを母親から聞いている旨主張している。

しかしながら、請求者の母親が納付したとする上述の納付時期において、請求期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であるものの、オンライン記録によると、請求期間直後の平成10年5月分及び同年6月分の国民年金保険料については、いずれも平成12年6月29日に納付されていることが確認でき、請求者が主張する納付時期と一致しない上、当該納付日時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者の母親は、請求者の主張と同様の陳述をしているものの、請求者の国民年金保険料の納付についての具体的な納付時期、納付場所及び納付金額は明確ではなく、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、A市は、保存期間を経過しているため、請求者の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はないと回答している上、請求者の母親が請求者の国民年金保険料を納付した場所

として記憶している金融機関からは、請求者の国民年金保険料の納付事実を確認できる資料は得られなかった。

加えて、請求者が主張する請求期間に係る国民年金保険料の納付時期である平成10年4月から5月頃は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000821号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100011号

## 第1 結論

昭和63年7月から平成2年7月までの請求期間及び平成11年5月から平成12年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年7月から平成2年7月まで  
② 平成11年5月から平成12年7月まで

私は、前回、国民年金の加入手続に関する記憶はないが、納付書が送られてきたので、納付時期は覚えていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料、計40か月分をまとめて納付したことを覚えているとして納付記録の訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

私は、加入手続の記憶はなく、誰がいつどこでどのようにしていくらの保険料を納付したのか全く覚えていないが、請求期間の保険料を納付しているにも関わらず、請求期間が未納と記録されていることに納得できないので、再度納付記録の訂正請求を行う。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求に関して、i) 請求期間①については、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金手帳の記号番号は見当たらないこと、ii) 請求者に係る厚生年金保険の記号番号に基づき、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番され、当該基礎年金番号により、国民年金の被保険者資格取得年月日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成11年5月16日、喪失年月日を厚生年金保険被保険者資格の取得日である平成12年8月1日とする入力処理が同年9月25日に行われていることが、オンライン記録により確認できることから、国民年金の被保険者資格に係る当該取得年月日より前の請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することができない期間であること、iii) 請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付した旨主張しており、上記のとおり請求期間①は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができない上、

制度上、納付時期にかかわらず、請求期間①及び②の保険料をまとめて納付することはできないこと、iv) 請求者と連絡が取れず、請求者の国民年金の加入手続並びに請求期間①及び②の保険料納付の状況について、具体的に聴取することができないことなどから、既に令和2年9月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の請求内容と同じ請求内容で、加入手続の記憶はなく、誰がいつどこでどのようにしていくらの保険料を納付したのか全く覚えていないが、請求期間の保険料を納付しているにも関わらず、請求期間が未納と記録されていることに納得できないと主張して、再度納付記録の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。